（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に ☑ すること。

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	東京都内

〒162-0041

1　主たる事務所の所在地　東京都新宿区早稲田鶴巻町557
金井ビル5F

2　政治団体の名称（ふりがな）　かないきょうたこうえんかい
金井きょうた後援会

3　代表者の氏名　金井 亨太

4　会計責任者の氏名　金井 亨太

5　令和　7　年分

団体コード	03702849200092
前年繰越額	0 円

事務担当者の氏名　金井亨太

電話番号　090-1776-8015

受付	審査	確認
7	1	
消込	パンチ	照合
済		

304220

6067号
8.6.19
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間
令和 7 年 4 月 25 日 から
令和 7 年 12 月 11 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等
公職の種類等　（現・候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 7 年 4 月 25 日 から
令和 7 年 12 月 11 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

（その２）

収　支　の　状　況

都　団　体　用

項　　目	金　　額
Ⅰ 収　入　総　額　　(1)～(2)の計	315,125
(1) 前年からの繰越額	0
(2) 本年の収入額　　１～６の計	315,125
１ 個人の負担する党費又は会費	0
（党費又は会費を納入した人の数）	人
２ 寄附　　(1)～(2)の計	315,125
(1) 寄附の区分　　ア～ウの計	315,125
ア　個人からの寄附	315,125
（うち特定寄附）	0
イ　法人その他の団体からの寄附	0
ウ　政治団体からの寄附	0
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0
(2) 政党匿名寄附	0
３ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
(1) （３のうち特定パーティーの対価に係る収入）（1000万円以上の政治資金パーティー）	0
(2) （３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入）（1パーティーで1人２０万円超の支払）	0
（(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの）	0
４ 借　入　金	0
５ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0
６ その他の収入　　(1)～(2)の計	0
(1) 10万円未満のものの計	0
(2) 10万円以上のものの計	0

項　　目	金　　額
Ⅱ 支　出　総　額　　１～２の計	315,125
１ 経常経費の合計　　(1)～(4)の計	0
(1) 人　件　費	0
(2) 光　熱　水　費	0
(3) 備品・消耗品費	0
(4) 事　務　所　費	0
２ 政治活動費の合計　　(1)～(6)の計	315,125
(1) 組　織　活　動　費	0
(2) 選　挙　関　係　費	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　　ア～エの計	165,030
ア　機関紙誌の発行事業費	0
イ　宣伝事業費	165,030
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0
エ　その他の事業費	0
(4) 調　査　研　究　費	55,550
(5) 寄附・交付金	0
(6) その他の経費	94,545

備　考

Ⅲ 翌年への繰越額　（Ⅰ－Ⅱ）	0

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	①個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
金井亨太	146,125	7	5	1	東京都練馬区田柄四丁目2番11号	自営業	
石原美智子	140,000	7	5	23	岐阜県揖斐郡池田町池野502番地の１	会社代表	
この頁の小計	286,125						
その他の寄附	29,000						
合計	315,125						

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。
（注５）政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、備考欄に「国会議員関係政治団体」と記載してください。（寄附を受けた政治団体が政党や国会議員関係政治団体を除く）

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（写真撮影費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
写真撮影費	56,100	7 5 2	有限会社ディーバ・ユニゾン	東京都文京区千駄木2-15-7	
この頁の小計	56,100				
その他の支出	0				
合計	56,100				

（注１）５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）項目別区分ごとに別葉にしてください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（遊説費）				
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
交通費	36,020	7	6	4	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号 汐留シティセンター	
交通費	36,020	7	6	11	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号 汐留シティセンター	
交通費	36,890	7	6	19	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号 汐留シティセンター	
この頁の小計	108,930						
その他の支出	0						
合計	108,930						

（注１）５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）項目別区分ごとに別葉にしてください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費　　（旅費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
交通費	31,530	7 6 6	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目二番二号	
宿泊費	12,280	7 6 10	ロイヤルパインズホテル米沢	山形県米沢市中央1丁目13-3	
この頁の小計	43,810				
その他の支出	11,740				
合計	55,550				

(注１)　５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注２)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注３)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　　)の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
(注４)　項目別区分ごとに別葉にしてください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費　（システム利用料　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
システム利用料	13,200	7 5 31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
システム利用料	13,200	7 7 31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
システム利用料	13,200	7 8 31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
システム利用料	13,200	7 9 30	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
システム利用料	13,200	7 10 31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
システム利用料	13,200	7 11 30	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
システム利用料	13,200	7 12 31	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7階	
この頁の小計	92,400				
その他の支出	2,145				
合計	94,545				

(注１)　５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注２)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注３)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　　)の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
(注４)　項目別区分ごとに別葉にしてください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

☐　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8　年　6　月　19　日

政治団体の名称　金井きょうた後援会

会計責任者の氏名　金井亨太　印

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 8年 6月15日

金井きょうた後援会
代表　金井 亨太　殿

登録政治資金監査人　平山正嘉
登　録　番　号　第８２６号
研修終了年月日　平成２１年４月２２日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、金井きょうた後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、金井きょうた後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は会計帳簿に基づいて記載されていた。なお振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

金井きょうた後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上